一　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

三　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。次号、第六号、第九号、第十号及び第十三号において同じ。）

四　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

六　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習